FUKUDA

証券コード：1899

第99回
定時株主総会招集ご通知

開催日時　2026年3月26日(木曜日)
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所　新潟市中央区万代五丁目11番20号
ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟
３階「飛翔の間」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

議　　案
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

議決権行使期限
2026年3月25日（水曜日）午後5時30分まで

ご出席の株主さま向けのお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。

株式会社 福田組

株主の皆さまへ

代表取締役社長
荒明 正紀

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第99回定時株主総会の招集ご通知をご案内申し上げます。

当期の建設業界は、公共投資および民間設備投資がともに堅調に推移いたしました。一方で、国内外のさまざまな影響により、人手不足や資材価格の高騰といった課題を依然として抱えており、先行きには不透明感が広がっております。

このような事業環境のもと、当社グループの中核企業である当社は、「長期ビジョン2025」および「中期経営計画2025」におけるこれまでの成果と課題を真摯に振り返り、新たな成長ステージへと歩みを進めるべく、本年より新たな長期ビジョンおよび新中期経営計画を始動いたします。

100年先も社会に必要とされる企業であり続けるため、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2026年3月

フクダグループスピリット

100年先も誠実

フクダグループの誠実とは、かけがえのない人を愛するように、誠心誠意尽くすことである。
誠実を貫き、大切な人たちとの強いきずなをつくりあげ、そのいのちと暮らしを守る。
我々はグループの総力を結集し、この使命を果たし、100年先もつなげて行く。

株 主 各 位

証券コード 1899
電子提供措置の開始日 2026年３月３日
発送日 2026年３月10日
新潟市中央区一番堀通町３番地10
株式会社 福田組
代表取締役社長 荒明 正紀

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第99回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.fkd.co.jp/news/category/ir/

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年３月25日（水曜日）午後５時30分までに【議決権行使についてのご案内】にしたがって議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	2026年３月26日（木曜日）午前10時　（受付開始 午前９時）
2 場　　所	新潟市中央区万代五丁目11番20号 ＡＮＡクラウンプラザホテル新潟 ３階「飛翔の間」 (末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3 目的事項	報告事項　１．第99期（2025年１月１日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第99期（2025年１月１日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件 決議事項　第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
4 議決権の行使等についてのご案内	【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

1．書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
2．インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
3．インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
4．当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
5．書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第14条に基づき、次に掲げる事項を除いております。
①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
③連結計算書類の「連結注記表」
④計算書類の「株主資本等変動計算書」
⑤計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
6．電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

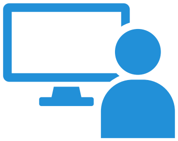

株主総会にご出席される場合	書面（郵送）で議決権を行使される場合	インターネットで議決権を行使される場合
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。	本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。	次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。
日　時	行使期限	行使期限
2026年3月26日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前９時）	2026年3月25日（水曜日） 午後５時30分到着分まで	2026年3月25日（水曜日） 午後５時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

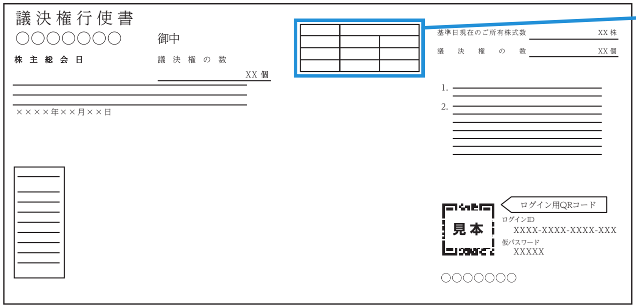

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第２号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

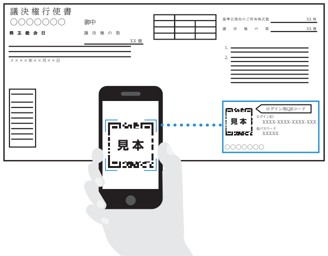

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

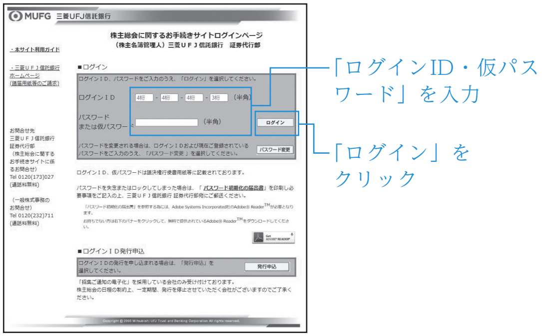

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120−173−027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）(以下、本議案において「取締役」といいます。）９名は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名増員し、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、独立社外取締役を過半数とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から特段指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の地位および担当等	属　性
1	ふくだ かつゆき 福田　勝之	代表取締役会長 執行役員会長	再任
2	あらあき まさのり 荒明　正紀	代表取締役社長 執行役員社長	再任
3	さいとう ひであき 齋藤　秀明	取締役 専務執行役員(新潟本店長)	再任
4	やまが ゆたか 山賀　豊	取締役 常務執行役員(建築部長 兼 タイフクダ担当)	再任
5	おおつか しんいち 大塚　進一	取締役 常務執行役員(営業本部・東京本店担当)	再任
6	すなだ しゅういち 砂田　修一	取締役 執行役員(土木部長)	再任
7	おみ としお 小見　年雄	取締役 執行役員(管理部長 兼 内部統制担当 兼 IR担当 兼 開発事業担当)	再任
8	ふくだ ゆうすけ 福田　雄介	執行役員(経営企画部長)	新任
9	えいづか じゅうまつ 永塚　重松	社外取締役	再任　社外　独立
10	うえはら さゆり 上原　小百合	社外取締役 ㈱テレビ新潟放送網 取締役経営推進本部長 兼 グループ会社統括 ㈱TeNYサービス 代表取締役社長	再任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者

社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号
1

福田　勝之（ふくだ　かつゆき）（1955年8月25日生）

所有する当社の株式数……………　232,875株

再 任

[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

1979年4月　㈱日本興業銀行入行
1990年3月　福田道路㈱入社
1997年3月　同社代表取締役社長
2003年3月　当社入社、代表取締役社長
2003年5月　福田道路㈱代表取締役会長
2005年3月　当社代表取締役社長、執行役員社長
2009年3月　**当社代表取締役会長、執行役員会長(現任)**

取締役候補者とした理由

福田勝之氏は、1979年に㈱日本興業銀行に入行し、1990年に福田道路㈱に入社、その後同社での代表取締役社長を経て、2003年に当社代表取締役社長、2009年には代表取締役会長に就任いたしました。同氏は金融機関において培った経験と、企業経営者としての豊富な経験・知識を有しております。
当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献すると判断させていただいたことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号
2

荒明　正紀（あらあき　まさのり）（1959年1月24日生）

所有する当社の株式数……………　3,800株

再 任

[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

1982年4月　当社入社
2002年1月　当社新潟本店管理部長
2011年1月　当社執行役員統括事業本部副本部長 兼 事業管理部長
2015年3月　当社常務執行役員東北支店長
2017年1月　当社常務執行役員営業本部長
2017年3月　当社取締役、常務執行役員営業本部長 兼 建設企画部長 兼 法人営業担当
2019年3月　**当社代表取締役社長、執行役員社長(現任)**

取締役候補者とした理由

荒明正紀氏は、当社において長年にわたり管理業務に責任ある立場で携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、東北支店長等の要職を歴任し、2017年に取締役常務執行役員、2019年には代表取締役社長に就任し、当社経営を担っております。
当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献すると判断させていただいたことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号
3

齋藤　秀明（さい とう　ひで あき）（1960年４月14日生）

所有する当社の株式数……………　1,600株

再 任

［略歴、地位、担当および重要な兼職の状況］

1984 年 4 月	当社入社
2016 年 1 月	当社新潟本店土木部担当部長
2018 年 1 月	当社東京本店土木部長
2019 年 1 月	当社東京本店副本店長 兼 東京本店土木部長
2020 年 1 月	当社執行役員土木部副部長
2020 年 3 月	当社取締役、執行役員土木部長
2022 年 3 月	当社取締役、常務執行役員土木部長
2024 年 1 月	当社取締役、常務執行役員新潟本店長
2025 年 3 月	**当社取締役、専務執行役員新潟本店長 (現任)**

取締役候補者とした理由

齋藤秀明氏は、当社において長年にわたり土木業務に責任ある立場で携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、東京本店副本店長等の要職を歴任し、2020年に取締役執行役員、2025年には取締役専務執行役員に就任し、当社経営を担っております。
当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献すると判断させていただいたことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号
4

山賀　豊（やま が　ゆたか）（1962年10月22日生）

所有する当社の株式数……………　1,700株

再 任

［略歴、地位、担当および重要な兼職の状況］

1981 年 4 月	当社入社
2015 年 1 月	当社九州支店建築部担当部長 兼 九州支店建築部九州サービスセンターセンター長
2020 年 1 月	当社執行役員建築部副部長
2021 年 3 月	当社取締役、執行役員建築部長
2022 年 3 月	当社取締役、常務執行役員建築部長
2024 年 3 月	**当社取締役、常務執行役員建築部長 兼 タイフクダ担当(現任)**

取締役候補者とした理由

山賀豊氏は、当社において長年にわたり建築業務に責任ある立場で携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、九州支店建築部担当部長等の要職を歴任し、2021年に取締役執行役員、2022年には取締役常務執行役員に就任し、当社経営を担っております。
当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献すると判断させていただいたことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号
5

おお つか　しん いち
大塚　進一 (1962年6月25日生)

所有する当社の株式数……………　1,700株

再任

[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

1985年4月　当社入社
2009年7月　当社審査部長
2011年1月　当社執行役員管理本部経営企画部長
2012年3月　当社上席執行役員管理本部経営企画部長
2017年1月　当社上席執行役員東北支店長
2019年3月　当社取締役、執行役員東京本店長
2022年3月　当社取締役、常務執行役員東京本店長
2025年3月　**当社取締役、常務執行役員営業本部・東京本店担当(現任)**

取締役候補者とした理由

大塚進一氏は、当社において長年にわたり管理業務に責任ある立場で携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、東北支店長等の要職を歴任し、2019年に取締役執行役員、2022年には取締役常務執行役員に就任し、当社経営を担っております。
当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献すると判断させていただいたことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号
6

すな　だ　しゅういち
砂田　修一 (1964年5月1日生)

所有する当社の株式数……………　1,300株

再任

[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

1987年4月　当社入社
2017年1月　当社東北支店土木部副部長
2018年1月　当社東北支店土木部担当部長
2020年1月　当社土木部工務部担当部長
2020年3月　当社執行役員土木部副部長
2024年1月　当社上席執行役員土木部長
2024年3月　**当社取締役、執行役員土木部長(現任)**

取締役候補者とした理由

砂田修一氏は、当社において長年にわたり土木業務に責任ある立場で携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、土木部工務部担当部長等の要職を歴任し、2024年から取締役執行役員として当社経営を担っております。
当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献すると判断させていただいたことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号
7

小見(おみ)　年雄(としお)（1966年12月31日生）

所有する当社の株式数……………　800株

再任

[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

1989年4月　当社入社
2014年4月　当社東北支店管理部担当部長
2017年1月　当社経営企画部担当部長
2021年3月　当社執行役員管理部副部長 兼 経営企画部長
2023年3月　当社取締役、執行役員管理部長 兼 内部統制担当 兼 ＩＲ担当 兼 開発事業担当 兼 タイフクダ担当
2024年3月　**当社取締役、執行役員管理部長 兼 内部統制担当 兼 ＩＲ担当 兼 開発事業担当(現任)**

取締役候補者とした理由

小見年雄氏は、当社において長年にわたり管理業務に責任ある立場で携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、経営企画部長等の要職を歴任し、2023年から取締役執行役員として当社経営を担っております。
当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献すると判断させていただいたことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号
8

福田(ふくだ)　雄介(ゆうすけ)（1986年12月24日生）

所有する当社の株式数……………　3,600株

新任

[略歴、地位、担当および重要な兼職の状況]

2011年4月　JFE商事鉄鋼建材㈱入社
2020年4月　当社入社
2023年1月　当社経営企画部副部長
2023年3月　当社経営企画部長
2024年1月　**当社執行役員経営企画部長(現任)**

取締役候補者とした理由

福田雄介氏は、入社以来、主に経理・財務及び経営企画等の業務に責任ある立場で携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、経営企画部長として組織運営に携わるほか、2024年からは執行役員として当社経営を担っております。
当社はこれらが、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献すると判断させていただいたことから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号
9

えい づか　じゅうまつ
永塚　重松（1958年4月2日生）

所有する当社の株式数…………… 200株

再任　社外　独立

［略歴、地位、担当および重要な兼職の状況］

1981年4月　㈱第四銀行(現 ㈱第四北越銀行)入行
2017年6月　同行常務取締役
2020年6月　第四ジェーシービーカード㈱および第四ディーシーカード㈱代表取締役社長
2022年6月　北越カード㈱代表取締役社長
2023年3月　**当社社外取締役(現任)**

社外取締役候補者とした理由および選任された場合に期待される役割

永塚重松氏は、金融機関での経営者としての経験から豊富な知識・経験・能力を有しており、当社の社外取締役に就任後は、これらが重要な意思決定や、経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただいております。今後も当社の業務執行の監督と経営全般への助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

同氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。

候補者番号
10

うえ はら　さ ゆ り
上原　小百合（1964年6月21日生）

所有する当社の株式数…………… 500株

再任　社外　独立

［略歴、地位、担当および重要な兼職の状況］

1988年4月　㈱テレビ新潟放送網入社
2020年7月　同社経営推進本部経営企画局長 兼 働き方改革推進室長
2021年6月　㈱TeNYサービス取締役
2022年4月　㈱テレビ新潟放送網執行役員経営推進本部 経営推進局長
2022年6月　同社取締役経営推進本部長 兼 経営推進局長
2023年3月　**当社社外取締役(現任)**
2023年6月　**㈱テレビ新潟放送網取締役経営推進本部長 兼 グループ会社統括(現任)**
2023年6月　**㈱TeNYサービス代表取締役社長(現任)**

社外取締役候補者とした理由および選任された場合に期待される役割

上原小百合氏は、企業経営者としての経験から豊富な知識、経験、能力を有しており、当社の社外取締役に就任後は、これらが重要な意思決定や、経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただいております。今後も当社の業務執行の監督と経営全般への助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

同氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 永塚重松氏および上原小百合氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって３年となります。
3. 永塚重松氏および上原小百合氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 当社は、永塚重松氏および上原小百合氏との間で、会社法第423条第１項の責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしており、１年ごとに契約を更新しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

当社のコーポレートガバナンス強化と業務監査の充実を図るため、監査等委員である取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は、独立社外取締役を過半数とする任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経て決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏　名	現在の地位および担当等	属　性
五十嵐（いからし）　孝子（たかこ）	五十嵐公認会計士事務所　公認会計士	新 任　社 外　独 立

新 任	新任取締役候補者	社 外	社外取締役候補者	独 立	証券取引所等の定めに基づく独立役員

五十嵐（いからし）　孝子（たかこ）（1975年３月18日生）

所有する当社の株式数……………　0株

新任

社外

独立

［略歴、地位、担当および重要な兼職の状況］

1997年４月　新潟市役所入庁
2013年２月　新日本有限責任監査法人
　　　　　　(現EY新日本有限責任監査法人)入所
2016年７月　公認会計士登録
2019年９月　**五十嵐公認会計士事務所**
　　　　　　公認会計士(現任)

社外取締役候補者とした理由および選任された場合に期待される役割

五十嵐孝子氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、公認会計士としての専門的な知見を活かし、財務報告の信頼性確保および内部統制の適切性評価といった観点から、経営全般の監督機能および利益相反の監督機能の強化に尽力いただくことを期待します。
なお、同氏は企業経営に直接携わった経験は有しておりませんが、前記のとおり、公認会計士としての専門的知見に基づき、社外取締役としての職務を適切に遂行し得るものと判断しております。

独立性に関する事項

同氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。

(注) 1．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．五十嵐孝子氏の選任をご承認いただき、就任した場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3．当社は、五十嵐孝子氏の選任をご承認いただいた場合には、会社法第423条第１項の責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。
4．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしており、１年ごとに契約を更新しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

（ご参考）

本総会において、議案が原案どおり承認可決された場合の取締役および監査等委員である取締役が有する専門性と経験

氏名	企業経営	財務会計	法務リスク	土木事業	建築事業	営業マーケティング	人事人材	技術ＩＴ
福田　勝之	●					●	●	
荒明　正紀	●	●				●	●	
齋藤　秀明				●		●		●
山賀　　豊					●			●
大塚　進一	●	●	●			●		●
砂田　修一				●				●
小見　年雄	●	●	●					
福田　雄介	●	●				●		
永塚　重松	●	●				●	●	
上原 小百合	●						●	
岩﨑　勝彦		●	●				●	●
中田　義直		●	●				●	
若槻　良宏			●				●	
五十嵐 孝子		●						

※上記一覧は、取締役および取締役候補者が有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

以上

事業報告（2025年１月１日から2025年12月31日まで）

1　企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、賃上げの拡がりと物価上昇率の緩やかな鈍化を背景として、総じて回復基調を維持しました。特に、労働市場では完全失業率が低位で推移し、企業収益も一定の改善を見せたことから、個人消費は底堅い動きを示しております。このことから、2026年の実質GDP成長率は前年比で若干の増加と見込まれており、足元での下振れリスクは和らぎつつあります。

他方、世界経済の先行きには依然として不透明感が続いております。米国の保護主義的な通商政策が長期化する中、国際的なサプライチェーンの再編と国際金融市場の不安定化が重層的に進行し、その結果として企業の投資判断に揺らぎが生じております。また、中東などにおける地政学的リスクの高まりから、原油供給が不安定化することで、エネルギー輸入依存度の高い我が国では、燃料費上昇が電力・物流コストを押し上げ、広範な物価上昇圧力となるリスクが潜在しております。

建設業界を取り巻く環境を見ても、高水準の賃上げに伴う人件費の上昇、資材価格の高止まり、熟練技能者の減少と人手不足の深刻化など、構造的な課題が依然として続いております。一方で、省エネルギー・脱炭素化を目的とした民間投資や、防災・減災、インフラ老朽化対策など、公共・民間双方で需要は底堅く推移しており、建設投資全体としては緩やかな拡大基調が続いております。

こうした環境下において、当社グループは、施工管理体制の強化、技術力向上・承継に向けた教育投資、適正な請負代金の確保など、収益力の強化に資する諸施策を着実に実行してまいりました。その結果、連結売上高および各利益において、前期を上回る業績を達成することができました。なお、当連結会計年度の経営成績につきましては、以下の通りとなります。

売上高においては、手持ち工事が工程の遅延等も無く順調に推移していることや、当期の連結受注高が好調だったことなどを受け、前期比0.8％増の1,679億円余となりました。売上総利益においては、建設事業における利益率が前期と比較し上昇していることから、前期比4.0％増の185億円余となりました。営業利益においては、賃上げに伴う人件費の増加などから販売費及び一般管理費は増加したものの、それを上回る売上総利益の増加により、前期比1.4％増の77億円余となりました。経常利益においては、受取配当金の増加により、前期比2.1％増の81億円余となりました。税金等調整前当期純利益においては、投資有価証券評価損の減少はあったものの、訴訟損失引当金繰入額の計上があったことなどから、増加幅は営業利益より縮小し、前期比0.9％増の79億円余となりました。親会社株主に帰属する当期純利益においては、増益に伴い法人税、住民税及び事業税は増加したものの、法人税等調整額の減少により、前期比4.5％増の55億円余となりました。

なお、当連結会計年度の受注高においては、民間建築案件の受注が好調だったことから、前期比18.1％増の1,931億円余となりました。

当連結会計年度の事業の状況

	2024年度（第98期）	2025年度（第99期）	前期比
	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	166,589	167,960	0.8%増
営業利益	7,665	7,769	1.4%増
経常利益	7,957	8,127	2.1%増
親会社株主に帰属する当期純利益	5,309	5,548	4.5%増

なお、当社個別の当事業年度の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

当社個別の当事業年度の受注高・売上高・繰越高

区分		前期繰越高（百万円）	当期受注高（百万円）	当期売上高（百万円）	次期繰越高（百万円）
建設事業	建築	77,459	101,495	72,400	106,553
	土木	34,676	21,112	22,505	33,283
	計	112,135	122,607	94,906	139,837
不動産事業		6,452	825	861	6,415
合計		118,588	123,433	95,767	146,253

受注高におきましては、前期比29.8%増の1,234億円余となり、その内訳は、建設事業が前期比30.5%増の1,226億円余、不動産事業が前期比25.1%減の８億円余でございます。建設事業を建築土木内訳別に見ますと、建築工事は前期比39.3%増の1,014億円余で構成比は82.8%、土木工事は前期比0.1%増の211億円余で構成比は17.2%となりました。また、発注者別では、官公庁工事は前期比19.4%増の182億円余で構成比は14.9%、民間工事は前期比32.6%増の1,043億円余で構成比は85.1%でございます。

主な受注工事は、次のとおりであります。

株式会社日和田ショッピングモール	イオンモール郡山新築工事 建築・設備工事
野村不動産株式会社	(仮称)Landport福岡古賀Ⅰ新築工事
新潟県	河開 第29-00-30-01号 胎内川 河川総合開発(二級) 胎内川ダム洪水吐増設工事
東京都財務局	隅田川(水神大橋下流)左岸防潮堤耐震補強工事その2

売上高におきましては、建設事業は前期比0.5％増の949億円余、不動産事業は前期比78.5％減の８億円余で、全体として前期比2.7％減の957億円余でございます。建設事業を建築土木内訳別に見ますと、建築工事76.3％、土木工事23.7％となりました。また、発注者別では、官公庁工事16.1％、民間工事83.9％でございます。

主な完成工事は、次のとおりであります。

SMFLみらいパートナーズ株式会社	(仮称)イオンモール仙台雨宮新築工事
株式会社えんホールディングス	(仮称)エンクレストガーデン福岡新築工事Ｉ期工事
東京都水道局	境浄水場送配水ポンプ所・高度浄水施設土留及び土工事
千葉県	江戸川第一終末処理場水処理第2系列土木工事

②設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は24億円余であります。

③資金調達の状況

当社は、取引金融機関８社と期間１年の協調融資枠（シンジケート方式によるコミットメントライン）を50億円で更新設定しております。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社と当社連結子会社の株式会社日本技研は、2025年12月26日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併を行っております。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2025年３月28日付および2025年４月４日付で、当社連結子会社の北日本建材リース株式会社の全株式を追加取得し、当社の完全子会社としております。また、当社は、2025年10月31日付で、株式会社日本技研の全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

（2）財産および損益の状況

①当社グループの財産および損益の状況

区分		2022年度 （第96期）	2023年度 （第97期）	2024年度 （第98期）	2025年度 （当連結会計年度） （第99期）
受注高	（百万円）	170,020	172,365	163,487	193,143
売上高	（百万円）	154,358	162,243	166,589	167,960
親会社株主に帰属する当期純利益	（百万円）	3,650	3,386	5,309	5,548
1株当たり当期純利益	（円）	428.24	400.08	641.55	670.10
総資産	（百万円）	134,351	136,731	142,814	147,476
純資産	（百万円）	78,504	80,333	85,407	90,166
1株当たり純資産額	（円）	9,127.46	9,624.30	10,228.06	10,845.12

（注）1. 第98期は、不動産の販売事業、ならびに前期から繰り越された大型民間建築工事等の進捗が順調に推移していることから、売上高は前期を上回りました。利益面につきましては、価格転嫁に伴う適正な請負代金の設定により工事利益率が改善したことや、不動産事業売上高が増加したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は前期を上回り、53億円余となりました。
2. 第99期（当連結会計年度）は、手持ち工事が工程の遅延等も無く順調に推移していることや、当期の連結受注高が好調だったことなどを受け、売上高は前期を上回りました。利益面につきましては、建設事業における利益率が前期と比較し上昇していることから、親会社株主に帰属する当期純利益は前期を上回り、55億円余となりました。

②当社の財産および損益の状況

区分		2022年度 （第96期）	2023年度 （第97期）	2024年度 （第98期）	2025年度 （当事業年度） （第99期）
受注高	（百万円）	104,784	104,884	95,073	123,433
売上高	（百万円）	88,194	96,834	98,422	95,767
当期純利益	（百万円）	3,295	2,068	3,353	3,211
1株当たり当期純利益	（円）	386.57	244.36	405.29	387.91
総資産	（百万円）	82,834	85,170	88,801	90,287
純資産	（百万円）	49,917	49,992	52,773	54,833
1株当たり純資産額	（円）	5,853.80	6,042.73	6,375.62	6,621.75

（注）1. 第98期は、完成工事高自体は減少したものの、大型の不動産販売事業でカバーできたことから、売上高は前期を上回りました。利益面につきましては、価格転嫁に伴う適正な請負代金の設定により工事利益率が改善したことや、不動産事業売上高が増加したことから、当期純利益は前期を上回り、33億円余となりました。
2. 第99期（当事業年度）は、前期において計上された大型の不動産販売案件での不動産事業売上高の反動減から、当期の売上高は前期を下回りました。利益面につきましては、受取配当金の計上が増加したものの、不動産事業売上高が減少したことなどに伴い、当期純利益は前期を下回り、32億円余となりました。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	議決権比率(%)	主要な事業内容
福田道路㈱	2,000	100	舗装および土木建築工事の請負および設計監理
㈱興和	93	100	さく井、ボーリング工事の請負 地下調査等の受託
フクダハウジング㈱	24	100	住宅等の建築工事請負ならびに建築物・施設の維持管理、運営代行 不動産の売買および仲介
㈱レックス	80	100	道路等の維持管理業務の受託 舗装・造園緑化工事等の請負ならびに設計監理
福田アセット＆サービス㈱	40	100	不動産の販売、賃貸および仲介
㈱新潟造園土木	30	100	造園工事業、土木工事業
福田リニューアル㈱	100	100	建築工事の請負、企画、設計、監理 建物増改築の請負、企画、設計、監理
北日本建材リース㈱	30	100	建設工事用仮設材の売買・賃貸・修繕および仮設工事の請負
㈱リアス	40	100	地盤改良および汚染土壌対策に関する工事の企画、設計、施工、監理およびコンサルティング業務

（注）議決権比率欄は、間接保有割合を含めて記載しております。

（4）対処すべき課題

今後の建設業界におきましては、政府による国土強靱化施策の強化を背景に、公共投資は引き続き増加する見通しです。また、民間投資についても、2025年度の省エネ基準義務化に伴う一時的な反動減からの持ち直しに加え、企業業績の堅調さが下支えとなることで、増加基調が続くことが期待されます。一方で、建設コストの高止まりや人件費の上昇に加え、慢性的な技術者・技能者不足による供給制約は依然として解消されておりません。このため、建設投資は金額ベースでは拡大が見込まれるものの、物価上昇等の影響を踏まえると、実質的な伸びは限定的となる可能性があります。

こうした状況を踏まえ、生産性向上を図るためのデジタル技術の活用や、働き方改革に対応した人財確保・育成の一層の推進が求められます。また、環境に対する社会的要請の高まりを踏まえ、省エネ・脱炭素化を見据えた技術導入や設計・施工にも引き続き取り組んでいく必要があります。

このような事業環境の変化に的確に対応し、100年先も社会から必要とされ続ける企業であるために、本年より新たな長期ビジョン「FUKUDA VISION 2035（誇る、繋ぐ、挑む。そして、未来を創る。）」および新中期経営計画2030『強化フェーズ』を始動いたします。

この新たな長期ビジョンの実現に向け、強化フェーズの初年度となる本年度は、「『成長』と『挑戦』で「福田組の未来」に向けた新たな一歩を」を経営スローガンに掲げ、「働きがいある環境と人財確保・育成の強化」、「生産性向上への挑戦」、「労働災害・不具合防止の徹底」そして「サステナビリティ経営の実践」の4つを重点実行項目として取り組んでまいります。また、事業戦略目標として掲げる「数値目標の達成」および「将来を見据えた受注活動への挑戦」についても、確実に推進してまいります。

今後も、各施策の着実な実行を通じて主要事業のさらなる強化を図り、未来への投資と改革を継続しながら、長期的な成長に資する強固な経営基盤を構築していく所存です。また、ステークホルダーの皆さまへより高い付加価値を提供できる事業活動を推進し、未来に向け挑戦し続ける企業グループとして取り組みを進めてまいります。

マルチ・ステークホルダーの満足の実現と更なる企業価値の向上を目指し、グループ一丸となって努めてゆく所存でございますので、株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（連結）中期経営計画2025振返り

項　目	2023年 12月期実績	2024年 12月期実績	2025年 12月期実績	2025年12月期 中期経営計画(参考)
売上高	1,622億円	1,665億円	1,679億円	1,850億円
営業利益	52億円	76億円	77億円	84億円
営業利益率	3.2%	4.6%	4.6%	4.5%
自己資本比率	58.2%	59.3%	60.9%	50.0%
ＲＯＥ	4.3%	6.5%	6.4%	8.0%程度
配当性向	27.5%	31.2%	38.8%	20.0%以上
投資額 ※()は累計額	12億円 (31億円)	17億円 (49億円)	16億円 (65億円)	75億円

～スローガン～

『誇る、繋ぐ、挑む。そして、未来を創る。』

●新長期ビジョンおよび新中期経営計画2030基本方針

当社グループは、2025年12月期を最終年とする長期ビジョン2025および中期経営計画2025を終了し、2026年12月期を新たなスタートとする長期ビジョン「FUKUDA VISION 2035」とその第1フェーズとなります5カ年計画「新中期経営計画2030『強化フェーズ』」を実行し、段階的な企業価値の向上を目指します。

新たな10年ビジョン「誇る、繋ぐ、挑む。そして、未来を創る。」を掲げ成長し続けるために、本「新中期経営計画2030」の5年間は経営基盤をより強固なものとする強化フェーズといたします。まず、企業の礎となる人財の確保・成長を第一に進めながら、マルチステークホルダーに更なる付加価値を提供するため、主要事業の強化を図ります。また、その先の更なる成長を見据え、価値ある未来を提案し実現できる企業集団になるべく挑戦を続ける5年間といたします。

●中期経営計画2030『強化フェーズ』の概要

～スローガン～

『人の成長とともに経営基盤を強化し　挑戦とともに価値ある未来を描く』

定量目標（連結）

項　目	目標
売上高	1,900億円達成
営業利益率	5.0％達成
基本配当	1株あたり260円
配当性向	目標50％

重点戦略

1、『人 財 戦 略』
積極的な人財への投資で持続的成長を可能にする事業体制へ

2、『事 業 戦 略』
信頼と品質を維持しつつ組織的に挑戦を重ね成長し続ける建設事業へ

3、『ブランド戦略』
全国で地域と共に歩み信頼される福田ブランドへ

※新長期ビジョンおよび新中期経営計画2030の詳細につきましては、後日、当社ＨＰ(https://www.fkd.co.jp/）に掲載いたしますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

当社グループは、建設事業および不動産事業を主な事業内容としております。
主要な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者「(特－６)　第3057号」として国土交通大臣許可を受け、建築、土木ならびにこれらに関連する事業を行っております。
また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「(13) 第2341号」として国土交通大臣の免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(6) 主要な事業所（2025年12月31日現在）

①当社

本社　新潟市中央区一番堀通町３番地10
本店　新潟（新潟市中央区）、東京（東京都千代田区）
支店　東北（仙台市青葉区）、名古屋（名古屋市中区）、大阪（大阪市北区）
　　　九州（福岡市博多区）、中越（新潟県長岡市）、北海道（札幌市中央区）

②主要な子会社

福田道路㈱（新潟市中央区）、㈱興和（新潟市中央区）、フクダハウジング㈱（新潟市中央区）
㈱レックス（新潟市中央区）、福田アセット＆サービス㈱（新潟市中央区）、㈱新潟造園土木（新潟市東区）
福田リニューアル㈱（東京都千代田区）、北日本建材リース㈱（新潟市北区）、㈱リアス（東京都北区）

(7) 従業員の状況（2025年12月31日現在）

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,226名	11名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
840名	10名減	42.9歳	16.8年

（注）　当社グループおよび当社の従業員数には臨時従業員（派遣社員およびパートタイマー等）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2025年12月31日現在）

借　入　先	借　入　額
株式会社七十七銀行	513百万円
株式会社みずほ銀行	271百万円
株式会社第四北越銀行	202百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況（2025年12月31日現在）

①発行可能株式総数　20,000,000株

②発行済株式の総数　8,384,054株（自己株式604,057株を除く。）

③株主数　7,717名（前期末比32名減）

④大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	702	8.4
（公財）福田育英会	688	8.2
福田組共栄会	297	3.5
福田　勝之	232	2.8
福田　浩士	231	2.8
㈱第四北越銀行	195	2.3
本庄　裕子	178	2.1
五十嵐　恭子	177	2.1
BBH FOR THE ADVISORS'INNER CIRCLE FUND II／KOPERNIK GLO ALL−CAP FUND	153	1.8
福田　直美	141	1.7

（注）1. 当社は、自己株式604,057株を保有しておりますが、上記の大株主（上位10名）から除いております。
2. 持株比率は自己株式（604,057株）を控除して計算しております。なお、当該自己株式数は、「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」および「役員株式給付信託（ＢＢＴ）」制度の信託財産として、㈱日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式（103,300株）が含まれておりません。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 （監査等委員および社外取締役を除く。）	-	-

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

（1）取締役の状況（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	福田　勝之	執行役員会長
代表取締役社長	荒明　正紀	執行役員社長
取締役	齋藤　秀明	専務執行役員（新潟本店長）
取締役	山賀　　豊	常務執行役員（建築部長 兼 タイフクダ担当）
取締役	大塚　進一	常務執行役員（営業本部・東京本店担当）
取締役	砂田　修一	執行役員（土木部長）
取締役	小見　年雄	執行役員（管理部長 兼 内部統制担当 兼 ＩＲ担当 兼 開発事業担当）
取締役	永塚　重松	
取締役	上原　小百合	㈱テレビ新潟放送網 取締役 経営推進本部長 兼 グループ会社統括 ㈱TeNYサービス 代表取締役社長
取締役（常勤監査等委員）	岩﨑　勝彦	
取締役（監査等委員）	中田　義直	中田義直税理士事務所 税理士
取締役（監査等委員）	若槻　良宏	弁護士法人青山法律事務所 代表社員弁護士 ㈱セイヒョー社外取締役（監査等委員）

（注）1. 取締役 永塚重松および上原小百合の両氏は、社外取締役であります。また、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）中田義直および若槻良宏の両氏は、社外取締役（監査等委員）であります。また、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（常勤監査等委員）岩﨑勝彦氏は、当社の財務部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）中田義直氏は、税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために岩﨑勝彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

（2）当事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

（3）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 永塚重松および上原小百合の両氏、ならびに取締役常勤監査等委員 岩﨑勝彦、社外取締役監査等委員 中田義直および若槻良宏の各氏とは、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および連結子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用を填補することとしており、１年ごとに契約を更新しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する場合等は填補の対象としないこととしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

（5）当事業年度に係る取締役の報酬等

①役員報酬等の額の決定に係る方針

当社は、2024年11月８日開催の取締役会において、指名・報酬委員会の設置に伴い、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定を決議いたしました。当該決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

ａ．基本方針

当社の業務執行取締役の報酬は、持続的な企業価値の向上を推進するインセンティブとして機能するよう企業業績に連動した体系とし、個々の監査等委員でない取締役の報酬決定に際しては、各々の職責に応じた適正な水準とすることを基本方針とします。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員でない社外取締役については、その職務に鑑み、一定の基本報酬のみを支払うこととします。

ｂ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の監査等委員でない取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準を勘案した上で、総合的に判断し決定するものとします。

ｃ．業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため各事業年度の担当部門等の受注高、売上高および営業利益等の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金報酬として支給します。目標となる業績の値は、毎年の業績計画と整合するよう設定するものとします。

非金銭報酬は普通株式報酬とし、その数は取締役退任時におけるポイント累計数により決定します。付与ポイント数は、受注高、売上高、営業利益の指標を用い、それぞれの指標の年間目標に対する達成率を、業績係数A・担当業績係数Bに反映させ、それぞれの係数を役位ごとに定められた役位別基準ポイントに乗じて算定します。算定されたポイントを毎年株主総会日に付与することとします。

なお、業績係数Aは、当社全体における営業利益の目標達成率に連動した係数であり、担当業績係数Bは、取締役それぞれが担当する部門等での受注高、売上高、営業利益の目標達成率に連動した係数とします。

ｄ．金銭報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の業務執行取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬については、当社業績の変動や担当部門等の目標達成度に応じて算定された金額を業績連動報酬としての賞与とすることを標準とします。

ｅ．取締役の個人別の報酬内容についての決定に関する事項

監査等委員でない取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、監査等委員でない各取締役の基本報酬の額および各業務執行取締役の担当部門等の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、個別の報酬額は代表取締役社長が報酬案を作成し、指名・報酬委員会の審議を経た上で決定します。

なお、非金銭報酬である普通株式報酬は、役員株式給付規程に定める算定方法に従ってポイントが付与されるものとします。

また、監査等委員である取締役の個別の報酬額については、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定します。

②当事業年度の監査等委員でない取締役の報酬等の額の決定過程

当事業年度においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長・執行役員社長荒明正紀が、監査等委員でない取締役の個人別の具体的な報酬額を前記①の方針に基づき報酬案を作成し、指名・報酬委員会の審議を経た上で決定しております。その権限を代表取締役社長・執行役員社長荒明正紀に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門において評価を行うには代表取締役社長・執行役員社長荒明正紀が最も適していると判断したためであります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること、ならびに過半数を独立社外取締役から構成される指名・報酬委員会の審議を経て決定していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③業績連動報酬に係る指標の目標と実績

当事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標は、受注高は102,000百万円、売上高は96,280百万円、営業利益は2,900百万円だったのに対し、受注高は達成率121.0%の123,433百万円、売上高は達成率99.5%の95,767百万円、営業利益は達成率114.8%の3,329百万円となりました。

④当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員（名）	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		
			固定報酬	株式報酬	賞与
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9 （2）	311 (12)	246 (12)	11 (-)	53 (-)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	3 （2）	30 (14)	30 (14)	- (-)	- (-)
合　計 （うち社外役員）	12 （4）	341 (26)	276 (26)	11 (-)	53 (-)

（注）1. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く。）は９名（うち社外取締役は２名）、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役は２名）であります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2023年３月28日開催の第96回定時株主総会において年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち、社外取締役は２名）です。また、上記とは別枠で、2023年３月28日開催の第96回定時株主総会において取締役等への業績連動型株式報酬の額として株式数の上限を年25,000ポイント以内（うち当社取締役分は15,000ポイント、社外取締役は付与対象外）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は６名です。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年３月28日開催の第96回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。
5. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の総額には、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額11百万円（うち社外取締役－百万円）が含まれております。

(6) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先と当社との関係
永塚　重松	当社以外の兼職先はございません。
上原　小百合	㈱テレビ新潟放送網と当社との間には工事請負契約を締結しておりますが、当社の売上高に占める割合は0.2%未満であり、当社の主要な取引先には該当せず、上原氏の社外取締役としての独立性については、問題ないと考えております。その他兼職先との間には特別な関係はございません。
中田　義直	当社と兼職先との間には特別な関係はございません。
若槻　良宏	当社と弁護士法人青山法律事務所との間に取引関係がございますが、具体的な取引内容は訴訟に関する弁護士報酬等であり、その金額は2百万円未満です。また、同事務所の年間売上高に占める割合は１％未満であります。なお、同事務所との間で顧問契約は結んでおりません。その他兼職先との間には特別な関係はございません。

②当事業年度における主な活動状況および発言状況

社外取締役

氏名	取締役会における出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に対して行った職務の概要
永塚　重松	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回全てに出席し、金融機関での経営者としての豊富な経験・知識を活かして、客観的・中立的な立場で当社の経営を監督いただくことが期待されたところ、その経験・知識を活かし、取締役会では必要かつ適切な発言を適宜いただき、取締役会の実効性の向上を図るとともに、経営の監督、助言等、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいております。 なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。
上原　小百合	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席し、企業経営者としての専門的見地から、客観的・中立的な立場で当社の経営を監督いただくことが期待されたところ、その経験・知識を活かし、取締役会では必要かつ適切な発言を適宜いただき、取締役会の実効性の向上を図るとともに、経営の監督、助言等、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいております。 なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。

社外取締役（監査等委員）

氏名	取締役会および監査等委員会における出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に対して行った職務の概要
中田　義直	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回全てに、また監査等委員会16回全てに出席しました。 取締役会においては、国税局出身の税理士としての専門的見地から、客観的・中立的な立場で当社の経営を監督いただくことが期待されたところ、その経験・知識を活かし、必要かつ適切な発言を適宜いただき、取締役会の実効性の向上を図るとともに、経営の監督、助言等、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。
若槻　良宏	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回全てに、また監査等委員会16回全てに出席しました。 取締役会においては、弁護士としての専門的見地から、客観的・中立的な立場で当社の経営を監督いただくことが期待されたところ、その経験・知識を活かし、必要かつ適切な発言を適宜いただき、取締役会の実効性の向上を図るとともに、経営の監督、助言等、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 なお、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。

5 会計監査人の状況

（1）名称　　EY新日本有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65

（注）1. 当社の子会社である福田道路㈱につきましてもEY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額については、上記以外に前連結会計年度に係る追加報酬の額が２百万円あります。
4. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（3）非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレターの作成業務等についての対価を支払っております。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な企業価値の向上と更なる事業展開を進めるとともに、健全なグループ経営基盤を維持するため、内部留保の充実を図りながら、経営環境やグループ業績の動向を総合的に勘案して利益還元に努めていくことを基本方針としております。

このような事業環境から、当期の株主配当金は、親会社株主に帰属する当期純利益が当初予想ならびに業績予想の修正値を更に超える結果になったことを勘案し、一株当たり年260円とさせていただきたいと存じます。

なお、上記については、会社法第459条第１項第４号の規定に基づき、2026年２月25日（水曜日）開催の取締役会にて決議しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第99期 2025年12月31日現在
資産の部	
流動資産	**107,630**
現金預金	30,822
受取手形・完成工事未収入金等	63,573
販売用不動産	1,942
未成工事支出金	1,861
不動産事業支出金	3,944
その他	5,517
貸倒引当金	△33
固定資産	**39,845**
有形固定資産	**27,413**
建物・構築物	9,163
機械・運搬具	625
工具器具・備品	342
土地	16,486
リース資産	374
建設仮勘定	421
無形固定資産	**382**
リース資産	18
その他	363
投資その他の資産	**12,049**
投資有価証券	6,178
関係会社株式	1,393
退職給付に係る資産	3,051
繰延税金資産	638
その他	1,077
貸倒引当金	△289
資産合計	**147,476**

科目	第99期 2025年12月31日現在
負債の部	
流動負債	**49,540**
支払手形・工事未払金等	29,466
短期借入金	309
リース債務	144
未払法人税等	1,465
未成工事受入金等	9,844
完成工事補償引当金	181
工事損失引当金	25
訴訟損失引当金	248
その他の引当金	14
その他	7,840
固定負債	**7,769**
長期借入金	705
リース債務	285
繰延税金負債	883
再評価に係る繰延税金負債	801
退職給付に係る負債	2,207
役員退職慰労引当金	133
株式給付引当金	428
役員株式給付引当金	63
資産除去債務	404
その他	1,857
負債合計	**57,310**
純資産の部	
株主資本	**86,672**
資本金	5,158
資本剰余金	6,066
利益剰余金	78,965
自己株式	△3,518
その他の包括利益累計額	**3,133**
その他有価証券評価差額金	2,597
土地再評価差額金	18
退職給付に係る調整累計額	517
非支配株主持分	**360**
純資産合計	**90,166**
負債・純資産合計	**147,476**

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第99期 2025年１月１日から 2025年12月31日まで	
売上高		
完成工事高	151,864	
不動産事業売上高	2,290	
その他事業売上高	13,805	167,960
売上原価		
完成工事原価	136,570	
不動産事業売上原価	1,616	
その他事業売上原価	11,244	149,431
売上総利益		
完成工事総利益	15,293	
不動産事業総利益	673	
その他事業総利益	2,561	18,529
販売費及び一般管理費		10,759
営業利益		7,769
営業外収益		
受取利息配当金	266	
受取保険金	93	
その他	205	565
営業外費用		
支払利息	23	
労災示談金	111	
その他	72	208
経常利益		8,127
特別利益		
関係会社株式売却益	25	
関係会社整理損失引当金戻入額	28	
関係会社清算益	59	
その他	42	155
特別損失		
固定資産除却損	40	
減損損失	35	
訴訟損失引当金繰入額	248	
その他	27	351
税金等調整前当期純利益		7,931
法人税、住民税及び事業税	2,499	
法人税等調整額	△176	2,323
当期純利益		5,607
非支配株主に帰属する当期純利益		59
親会社株主に帰属する当期純利益		5,548

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第99期 2025年12月31日現在
資産の部	
流動資産	**71,748**
現金預金	18,048
受取手形	481
電子記録債権	6,561
完成工事未収入金	34,713
不動産事業未収入金	0
販売用不動産	1,461
未成工事支出金	1,121
不動産事業支出金	3,905
材料貯蔵品	49
前払費用	69
未収入金	1,716
未収消費税	1,695
その他	1,924
固定資産	**18,539**
有形固定資産	**8,021**
建物・構築物	2,659
機械・運搬具	3
工具器具・備品	41
土地	4,975
リース資産	83
建設仮勘定	257
無形固定資産	**133**
ソフトウェア	79
その他	53
投資その他の資産	**10,384**
投資有価証券	4,173
関係会社株式	4,813
長期未収入金	245
前払年金費用	1,093
その他	304
貸倒引当金	△246
資産合計	**90,287**

科目	第99期 2025年12月31日現在
負債の部	
流動負債	**32,790**
支払手形	98
電子記録債務	6,813
工事未払金等	11,707
リース債務	38
未払金	603
未払法人税等	546
未成工事受入金	4,963
不動産事業受入金	4,086
預り金	3,746
修繕引当金	14
完成工事補償引当金	152
工事損失引当金	15
その他	3
固定負債	**2,663**
リース債務	67
繰延税金負債	192
再評価に係る繰延税金負債	372
退職給付引当金	1,153
株式給付引当金	428
役員株式給付引当金	63
その他	385
負債合計	**35,454**
純資産の部	
株主資本	**52,299**
資本金	5,158
資本剰余金	6,195
資本準備金	5,996
その他資本剰余金	199
利益剰余金	44,463
利益準備金	1,044
その他利益剰余金	43,419
固定資産圧縮積立金	8
別途積立金	38,000
繰越利益剰余金	5,410
自己株式	△3,518
評価・換算差額等	**2,533**
その他有価証券評価差額金	1,758
土地再評価差額金	774
純資産合計	**54,833**
負債・純資産合計	**90,287**

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第99期 2025年1月1日から 2025年12月31日まで	
売上高		
完成工事高	94,906	
不動産事業売上高	861	95,767
売上原価		
完成工事原価	87,786	
不動産事業売上原価	544	88,330
売上総利益		
完成工事総利益	7,119	
不動産事業総利益	317	7,437
販売費及び一般管理費		4,107
営業利益		3,329
営業外収益		
受取利息配当金	121	
関係会社受取配当金	708	
その他	38	869
営業外費用		
支払利息	5	
その他	44	50
経常利益		4,148
特別利益		
投資有価証券売却益	30	
その他	1	32
特別損失		
固定資産除却損	27	
投資有価証券評価損	13	
減損損失	35	
抱合せ株式消滅差損	60	
その他	0	136
税引前当期純利益		4,043
法人税、住民税及び事業税	1,084	
法人税等調整額	△252	831
当期純利益		3,211

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年２月24日

株式会社 福 田 組
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
新　潟　事　務　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　石 井 広 幸

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　大 関 康 広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社福田組の2025年１月１日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福田組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2026年２月24日

株式会社　福　田　組
取締役会　　御中

EY新日本有限責任監査法人
新　潟　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	**石　井　広　幸**
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	**大　関　康　広**

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社福田組の2025年１月１日から2025年12月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年１月１日から2025年12月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第３９９条の１３第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、主要な子会社の代表取締役社長との面談を通じての意見交換を行い、子会社の監査役とは監査役等連絡会において意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて報告を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和６(2024)年３月12日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年２月24日

株式会社 福 田 組 監査等委員会

常勤監査等委員 **岩﨑勝彦** ㊞
監 査 等 委 員 **中田義直** ㊞
監 査 等 委 員 **若槻良宏** ㊞

（注）監査等委員中田義直及び若槻良宏は、会社法第２条第１５号及び第３３１条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

ANAクラウンプラザホテル新潟 3階　「飛翔の間」
新潟市中央区万代五丁目11番20号　TEL:025-245-3333

交通のご案内

新潟駅（万代口より）
- タクシー利用 約5分
- 徒歩 約10分

高速道路
- 新潟西・新潟中央
  各インターチェンジより 約20分
- 新潟亀田インターチェンジより 約15分

佐渡汽船
- タクシー利用 約5分

駐車場について

- ホテル正面に115台のスペースを
  ご用意しております。
  (30分につき250円をいただきます)
  ※満車の場合もございます。ご了承ください。
  (近隣駐車場との提携はございません)

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C022915 www.fsc.org
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。